

光・量子飛躍フラッグシッププログラム (Q-LEAP)
8 年目ステージゲート評価実施要領

(目的)

1. この要領は、「光・量子飛躍フラッグシッププログラム (Q-LEAP) 」(以下「本事業」という。)のステージゲート評価の実施に関して必要な事項を定めることにより、研究開発課題の研究実施状況や開始時点からの進展・成果を評価した上で、継続または中止について決定し、今後の成果の展開及び事業運営の改善に資することを目的とする。

(評価方法の概要)

2. 本事業の評価は、各研究開発課題の代表機関から提出されたステージゲート評価資料等(以下「評価資料」という。)を用いる。
プログラムディレクター(以下「PD」という。)は、アドバイザリーボードメンバー(以下「AM」という。)の協力を得て、評価資料を基に書面及びヒアリングにて評価を行い、研究開発課題の継続または中止についての評価案を作成する。ガバニングボードは PD が作成した評価案に基づき、各研究開発課題の継続または中止の最終決定を行う。
特に、本事業の開始時点から、国内外の研究開発、技術及び社会経済の動向の変化が顕在化してきたことを踏まえ、ステージゲート評価以降の本事業の研究開発の内容がこれらの変化を十分に踏まえたものとなるよう評価等を実施するものとする。
なお、ヒアリングをウェブ会議システム(映像と音声の送受信により会議に出席する評価者(PD 及び AM)の間で同時かつ双方向に対話を行うことができる会議システムをいう。)を利用して行う場合は別途定めた規定(別添)に従うこととする。

(評価プロセス)

3. 評価の具体的な進め方は以下の 3-1 から 3-5 の通りとする。

(ヒアリング)

- 3-1. 以下の要領でヒアリングを実施する。
 - (1) 1 課題当たりのヒアリング時間は以下の配分とする(予定)。
 - ・研究開発実施者(研究代表者等)による説明 30-50 分(基礎基盤は 15-30 分)
 - ・質疑応答 20 分(基礎基盤は 15 分)
 - (2) 説明資料として、評価資料に記載された内容を要約したプレゼンテーション資料を用いること。
 - (3) 説明者は 1 課題あたり 3 名以内とする。なお、出席者は、説明者及び質疑応答者を含めて 1 課題あたり 5 名以内とする。

(評価項目)

- 3-2. AM は、書面及びヒアリングの内容を踏まえ、以下の(1)から(4)の各項目について評価する。
 - (1) 現在までの研究開発の進捗状況の妥当性
 - ① PD の実施方針を踏まえた進捗状況となっているか。
 - ② 進捗状況の評価する上で基準となる目標(ステージゲート目標)を達成または達成見込みがあるか。
 - ③ ②以外に、関連する研究開発成果は着実に出ているか。
 - ④ ③の成果の内容には、新規性・進歩性・優位性が認められるか。

- ⑤ 当初の計画・想定を上回る進捗や計画外・想定外の特筆すべき成果はあるか。
- ⑥ 人材育成について一定の成果が認められるか。（Flagship プロジェクトのみ）
- (2) 今後の研究開発の目標及び実施計画の妥当性
 - ① PD の実施方針を踏まえた目標及び実施計画となっているか。
 - ② 国内外の研究開発、技術及び社会経済の動向の変化を踏まえた上で、目標及び実施計画が設定されているか。
 - ③ 科学的・社会的なインパクトのある最終目標設定となっているか。
 - ④ 目標及び実施計画が明確に設定されているか。
 - ⑤ 実施計画は実現性が高く妥当なものとなっているか。現在直面している研究開発上の課題、また将来予想される研究開発上の課題の解決に向けて適切に計画されているか。
 - ⑥ 研究開発終了後の発展性や波及効果が期待できるか。
- (3) 研究開発体制の妥当性
 - ① 研究代表者が研究開発全体の課題を把握し、目標達成に向けた研究開発を推進できる体制が構築されているか。
 - ② 他の研究開発課題との連携によるシナジー効果も十分に検討されているか。（Flagship プロジェクトのみ）
- (4) 社会実装の見通し（Flagship プロジェクトのみ）
 - ① 社会実装に向けた企業（ベンチャー含む）への橋渡しの見通し状況、連携する企業（ベンチャー含む）の研究開発投資の状況含め、企業との本格的産学連携が得られているか、または得られる見込みはあるか。

（総合評価）

- 3－3. 3－2の評価項目に基づき、AM は以下の評点区分に従い4段階の総合評価を行う。
 なお、下記評価の S、A、B は課題の継続判定であり、C は課題の中止判定である。
 S：評価項目を満たしており、特に優れたところが認められる
 A：評価項目を満たしており、課題の継続実施が妥当である
 B：評価項目をほぼ満たしているが、課題を継続実施する場合には、改善・見直しを要する
 C：評価項目を満たしておらず、課題の継続実施は妥当ではない

（評価案作成）

- 3－4. PD は、AM の評価結果を参考にして、各研究開発課題の継続または中止の評価案を作成する。

（最終決定）

- 3－5. ガバニングボードは、PD が作成した評価案に基づき、各研究開発課題の継続または中止の最終決定を行う。

（評価の通知・開示・非開示）

4. 評価に関する情報の通知・開示・非開示の扱いは以下の通りとする。
- (1) ステージゲート評価の過程で作成された評価内容及び資料については、非開示とする。
 - (2) 最終決定された評価は、研究代表者に通知する。
 - (3) 最終決定された評価は、文部科学省のウェブサイトにおいて開示する。

(秘密保持)

5. 評価者は、評価の過程で知りえた以下の(1)から(5)に掲げる情報を他に漏らし
てはならない。
- (1) 評価資料及びそれらの内容(被評価機関が情報提供に同意したものを除く。)
 - (2) 評価に関連して各評価者を特定できる情報(氏名、所属機関を含む。)及び各評価者
の発言内容
 - (3) 各評価者による評価内容及びその集計結果
 - (4) 最終評価(被評価機関に開示されるまでの間)
 - (5) その他非公表とすべき情報

(不当な働きかけについての申し出)

6. 評価者は、研究開発参画者等から何らかの不当な働きかけを受けた場合は、必ず研究
振興局基礎・基盤研究課量子研究推進室に速やかにそのことを申し出なければならない。

ウェブ会議システムを用いたヒアリングについて

「光・量子飛躍フラッグシッププログラム (Q-LEAP)」のウェブ会議システム（映像と音声の送受信により会議に出席する評価者等の間で同時かつ双方向に対話をすることができる会議システムをいう。以下同じ。）を用いたヒアリングを行うに際して必要な事項を、以下の通り定める。

1. PD が必要と認めるときは、ヒアリングの全部または一部をウェブ会議システムを利用して開催することができる。
2. 1. によりウェブ会議システムを利用した評価者及び被評価者は、当該ヒアリングの出席者とみなすものとする。
3. ウェブ会議システムの利用において、被評価者の映像または音声を送信または受信できなくなった場合は、一時ヒアリングを中断し、回復した後に再開する。一定時間回復しなかった場合は、審査の扱いについて評価者間で議論した後に再審査の実施等について決定することとする。
4. ウェブ会議システムの利用は、可能な限り静寂であって情報漏洩のおそれのない個室その他これに類する環境で行わなければならない。
5. 評価者及び被評価者は、ウェブ会議システム参加に関する情報(URL、会議室番号、パスワード等)を予め登録された者以外に供与してはならない。
6. 評価者及び被評価者は、ウェブ会議システムを利用した当該ヒアリングにおいて、録音・録画・スクリーンショット等による電磁的な記録をしてはならない。